

国保から制度改正のお知らせです!

平成30年4月から

国保の運営に都道府県が 加わります!

現在、国民健康保険制度（国保）は市区町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年4からはその運営に都道府県も加わります。



なぜ、都道府県が 国保の運営に加わるのですか?

国保が抱えている3つの財政的問題

- ①「年齢構成が高く医療費水準が高い」
- ②「所得水準が低く保険税（料）の負担が重い」
- ③「財政が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多い」



を解消するためです!

新しい国保財政のしくみで

**保険税（料）が都道府県内で
公平になります!**

都道府県が市区町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた標準保険税（料）率を決定し、保険給付に必要な費用は全額市区町村に支払います。

**市区町村が保険税（料）を
賦課・徴収します!**

都道府県が決めた標準保険税（料）率などを参考に、市区町村がそれぞれの保険税（料）算定方式や予定収納率に基づき、保険税（料）率を定め、保険税（料）を賦課・徴収します。

**市区町村の財政が安定し、国保を将来にわたって
守っていくことができます!**

新しい **国保** における

都道府県 と 市区町村 の役割



都道府県の役割

- 財政運営の責任主体
- 国保運営方針に基づき、事業の効率化・標準化・広域化を推進
- 市区町村ごとの標準保険税(料)率を算定・公表
- 保険給付費等交付金の市区町村への支払い

都道府県が安定した財政運営や効率的な事業運営を確保します！

市区町村の役割

- 国保事業費納付金を都道府県に納付
- 資格を管理（保険証などの発行）
- 都道府県が決めた標準保険税(料)率等を参考に保険税(料)率を決定
- 保険税(料)の賦課・徴収
- 保険給付の決定・支給

資格管理や保険税(料)の賦課・徴収などの身近な窓口は、引き続き市区町村です！

高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されます！

平成30年4月からは、同一都道府県のほかの市区町村へ転居した場合でも資格は継続します（保険証は転居後の市区町村で改めて交付します）。

これに伴い、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、同一都道府県のほかの市区町村への転居で、転居後も同じ世帯であることが認められたときは、資格は継続しているため、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることとなります。

〔例〕	6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月			
	これまで	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目
平成30年4月から	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目

●ここから該当

届け出や保険税(料)の納付などはこれまでどおりです！

財政運営のしくみは大きく変わりますが、みなさんの医療の受け方は変わりません。保険税(料)もこれまでどおりお住まいの市区町村に納めます。また各種申請や届け出なども、これまでどおりお住まいの市区町村の担当窓口でできます。



国保に関するお問い合わせは、平成30年4月以降も引き続きお住まいの市区町村の担当窓口にしてください！

◎制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版 KH014390-R23